

社会保障給付等を原資とする 預貯金債権に対する差押え

客員弁護士 二本松 利忠

第1 はじめに

年金等の社会保障給付を受給する権利は、受給者の生活の安定等の趣旨から、国民年金法や厚生年金法その他の法律で、全額につき差押えが禁止されている¹。また、給与等を受給する権利についても、差押債務者及びその家族の生活を保障するため、民事執行法(以下「民執法」という。)により、一定の範囲で差押えが禁止されている²。

今日、年金・給料等は、受給者が金融機関に有する預貯金口座に振り込まれることが一般的であるところ、これらの差押禁止債権の給付として受給者の預貯金口座に金員が振り込まれた場合、当該預貯金債権は元の差押禁止債権とは別個の債権として差押禁止の制約を受けないとされる(預貯金債権の原資の全額が給料であったとしても、その全部を差し押さえることが可能である)。しかし、これでは法が一定の債権の全部又は一部の差押えを禁止した趣旨が貫徹されないことになるとして、預貯金債権についても差押禁止の趣旨を及ぼすべきではないかと従来から問題にされてきた。

2019年(令和元年)5月10日、「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)が成立し、近く施行される運びとなっている。改正法は、債務者財産の開示制度の実効性を高めるための方策をいくつか講じているが、その一つとして、「第三者からの情報取得手続」という制度を新設した。これにより、債権者が債務者の預貯金口座を今までより容易に覚知することが可能となり、これまで以上に社会保障等の給付を原資とする預貯金債権が差し押さえられる事例が増え、問題が拡大すると予想される。そこで、この点に関するこれまでの問題状況を改めて整理し、今後どのように処理されることになるか検討してみたい。

第2 差押えが禁止されている社会保障給付等を原資とする預貯金債権に対する差押えの効力

1 民執法制定時及び改正時の議論

民執法は昭和54年に制定されたが(施行は昭和55年)、その制定に際して、差押禁止債権に基づく給付が債務者の預貯金口座に振り込まれた場合、当該預貯金の一定部分を差押禁止とすることが検討された。しかし、債務者が差押禁止債権に基づき現金で給付を受け、これを預貯金口座に入金した場合の取扱いが問題とされるなどして、上記のような規律を設けることは見送られ、差押禁止債権の範囲変更(民執法153条)による対応に委ねられることとされた³。

平成15年の民執法等の改正に際しても、給料等が振り込まれて生じた預貯金債権について差押禁止規定を設けるべきとの意見が出されたが、これも実現するには至らなかった⁴。

2 これまでの裁判例及び執行実務

(1) 裁判例及び執行実務の一般的取扱い

裁判例の多くは、差押禁止債権の給付として受給者の預貯金口座に金員が振込・入金された場合、その預貯金債権に対する差押えは有効であり、したがって、差押命令に執行抗告(民執法145条5項)をして差押命令の違法を主張することはできず、債務者に対する救済は、差押禁止債権の範囲変更(同法153条)によるべきであるとしており、執行実務でもそのように考えられている(通説も同様である)⁵。

その理由として、以下の点が挙げられている。

ア 社会保障給付等の受給権は金員の振込みによって消滅し、受給した金員に相当する部分が金融機関に対する預貯金債権となる。このように、預貯金債権は、その原資が差押禁止債権であったとしても、まったく別個の一般財産であり、差押禁止の制約は受けない³。

最判平10・2・10金法1535号64頁も、国民年金及び労災保険金を受給者の預金口座に振り込まれた事例について、振込みにより年金等の受給権は受給者の預金債権に転化し、受給者の一般財産になるから、差押禁止債権の振込みによって生じた預金債権は、原則として差押禁止債権としての属性を承継しない旨の原審の判断を正当として是認できる旨判示した⁶。

イ 預貯金債権に対する債権差押命令を発令する段階で、裁判所は、債務者及び第三債務者を審尋することはできないから(民執法145条2項)、当該預貯金債権の原資を知ることは極めて困難である。

ウ 差押禁止債権である年金等受給権であっても、その給付がひとたび預貯金口座に振り込まれると、振込みの記録は残るにしても、預貯金口座において、預入れや払戻し、他からの振込み、引落しが日々繰り返され、預貯金のうち、どの部分が差押禁止の給付に当たるかの識別・特定は通常困難である。

(2) 年金等を原資とする預貯金債権に対する差押えを違法とする裁判例

上記の裁判例や通説に反して、年金等を原資とする預貯金債権に対する差押えを違法とする裁判例もごく少数ながら見られる。これは差押禁止債権の範囲変更制度が債務者保護のために実質的に機能していないことを踏まえてのものと考えられるが、理論上の難点もあり、実務での大方の賛同は得られていない。

その例として、東京地判平成15・5・28金法1687号44頁⁷がある。これは、債務者Xの郵便貯金債権に対する債権差押命令に基づき、債権者Yが取立てを完了した後に、Xが本件貯金債権の一部は年金が預け入れられていたものであり、年金を原資とする貯金債権に対する差押えは違法であるとして、Yが取り立てた金員を不当利得として返還請求をした事案である。裁判所は、「年金に対する差押えが禁止された趣旨を全うするためには、年金受給権に対する差押えに限らず、受給権者が年金を受給した後の年金自体に対する差押えも許されるべきものではない。そして、年金受給権者が受給した年金を金融機関・郵便局に預け入れている場合にも、当該預・貯金の原資が年金であることの識別・特定が可能であるときは、年金それ自体に対する差押と同視すべきものであって、当該預・貯金債権に対する差押えは禁止されるべきものというべきである」と述べた上、本件貯金債権のうち年金を原資とする部分については違法執行であるとして、不当利得返還請求を認容した。

なお、税金の滞納処分の事例であるが、児童手当が振り込まれた預金口座に係る預金債権に対する差押処分が実質的には差押禁止債権である児童手当受給権自体を差し押さえたのと変わりがなく、児童手当法15条の趣旨に反し違法であるとして、不当利得返還請求を認めたものとして、広島高裁松江支判平成25・11・27金判1432号8頁⁸がある。

3 差押禁止債権の範囲変更による救済

上記のとおり、預貯金債権化した差押禁止債権については、差押えを認めた上で、民執法153条の差押禁止債権の範囲の変更(差押命令の全部又は一部の取消し)により調整すべきであるとするのが、裁判実務・通説の考えであり、これは民執法の立法担当者の意図とも合致する。

しかし、以下に述べるとおり、この範囲変更の申立制度によって、債務者が十分な保護を受けられるかは疑問である。

(1) 時間的制約

差押債権者の取立権は、債務者に対する差押命令の送達日から1週間を経過したときに生じ(同法155条1項)、転付命令は、原則として、債務者が裁判の告知を受けた日から1週間を経過したときに確定する(同法159条4項、10条2項)。そして、債権者による取立て又は転付命令の確定によって差押禁止債権の範囲の変更の余地はなくなってしまふ。なお、本件範囲変更の申立てをしても、当然に差押手続は停止されず、債務者は、手続の停止を図るためには、別途、執行裁判所に範囲変更の裁判が効力を生ずるまでの間、第三債務者に対し、支払その他の給付を禁ずる仮の支払禁止命令をしてもらう必要がある(同法153条3項)。

このように、債権者による取立て又は転付命令の確定までという短期間に、しかも法律に詳しいとはいえない債務者が差押禁止債権の範囲の変更の申立てや仮の支払禁止命令の申立てをすることは事実上困難である⁹。

(2) 判断の枠組み

債務者は、預貯金債権が年金等を原資とするものであることを主張・立証しても、そのことだけで当然に差押命令の範囲変更が命じられるわけではない¹⁰。

この点につき、預貯金債権が年金等を原資とするものであることが判明したときは当然に取り消されるべきであるとする見解もあるが、裁判例の多くは、民執法153条1項が「債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して」、範囲変更を認めるか否かを判断している。

例えば、東京高決平成2・1・22金法1257号40頁は、債権者(妻)が婚姻費用分担金債権に基づき債務者(夫)の預金債権を差し押さえたところ、債務者が、当該預金債権は、大部分が共済組合退職年金、厚生年金等を原資とするものであるとして差

押禁止債権の範囲変更の申立てをしたのに対し、裁判所は、当該預金債権の大部分が各年金の振込みにより生じたものであると認定し、特段の事情のない限り、差押命令は取り消されるべきとしながらも、請求債権が婚姻費用分担金債権であることや双方の生活状況等を考慮して、差押えの取消しを認めなかった。このほかに、債権者自身が年金生活者であり、債権回収の必要が高いことなどを考慮して範囲変更を認めなかった事例として、横浜地決平成19・12・26判タ1270号438頁がある。

第3 改正法による差押禁止債権の取扱い

1 差押禁止債権をめぐる規律の見直し

改正法では、以下のとおり、差押禁止債権をめぐる規律の見直しが行われた。これは、債務者を現状よりも保護するため、差押禁止債権の範囲変更の制度をより利用しやすくする改正である。

(1) 取立権等の発生時期の見直し

差押えの対象債権が給料債権や退職金債権等(新152条1項・2項)の場合には、取立権の発生は、債務者への差押命令の送達から4週間を経過したときとされる(新155条2項)。また、転付命令の効力の発生も、給料債権等については、確定し、かつ、債務者に対して差押命令が送達された日から4週間を経過するまでは効力が生じないとされた(新159条6項)。したがって、給料債権等については、差押禁止債権の範囲変更の申立てができる期間が伸長されることになる。

ただし、差押債権者の債権が扶養義務等に係る定期金債権(新151条の2第1項)である場合には、上記規定の適用は除外され、原則どおり1週間を取立権等が発生する(新155条2項かっこ書)。

(2) 手続の教示

執行裁判所の裁判所書記官は、給料債権等に対する差押えの場合は、差押命令を送達するに際し、債務者に対し、差押禁止債権の範囲変更の申立てをすることができることなどを教示しなければならないとされた(新145条4項)。

2 改正法と差押禁止債権の給付を原資とする預貯金債権に対する差押えの対応

(1) 改正法による規律

改正法に関する法制審議会において、差押禁止債権の給付が預貯金口座に振り込まれた場合に、当該預貯金債権が制限なく差し押さえられてしまうことは不当であるとして、改めて問題が提起さ

れたが¹¹、改正法では、最終的には、上記1の手当てがなされたにとどまり、差押禁止債権の給付を原資とする預貯金債権に対する差押えに関しては特段の手当てはなされないこととされた¹²。

年金・給料等の口座振込みは、支払う側にとっても、受け取る側にとっても、極めて便利なシステムであり、近年は、口座振込みが原則ともいえる。しかし、口座振込みを利用したのために、差押禁止の対象から外され、制限なく取立可能になるばかりか、差押禁止債権の範囲変更制度の使い勝手が悪いという債務者の不利益は依然として解消されないままである。一方で、債権者は、財産開示制度の実効性が高められることにより、債務者の預貯金口座を把握することが容易になり、差押禁止債権の給付を原資とする預貯金債権が差し押さえられるリスクは格段に大きくなるわけで、片手落ちの感は否めない。

(2) 差押禁止債権の給付を原資とする預貯金債権に対する差押えの対応

上記のとおり、債権差押命令を発令する段階における預貯金債権の原資の識別・特定は困難であり、迅速な執行手続による債権回収の必要性を考えると、預貯金債権が差押禁止債権の給付を原資とするものであっても、預貯金債権を差し押さえること自体を適法とせざるを得ない。

債務者の救済は、今後も、基本的には、事後的に差押禁止債権の範囲変更制度によるしかないが、差押えが制限されている給料債権等については差押債務者の保護のために上記1のとおり改正された趣旨や、改正法の制定過程において、年金・給与等を原資とする預貯金債権に対する差押えをそのまま許容することの問題状況が改めて検討されたが、結局は、今までと同様、差押禁止債権の範囲変更制度による調整に委ねることとされた経緯を踏まえると、範囲変更の判断に当たっては、差押禁止の趣旨を十分に考慮した解釈・運用が望まれる。

第4 おわりに

年金・給与等を原資とする預貯金債権に対する差押えの可否及び債務者の救済のあり方については、立法あるいは法改正の度に問題とされてきたが、理論上・法技術上のハードルが高く、その都度、抜本的な解決策は先送りにされてきた。

ドイツでは、一人一つに限り「差押制限口座」を保

有することができ、その口座の預金債権は、それが勤労所得等に由来するか否かにかかわらず、債務者の申立てを待たずに当然に一定の範囲で預金債権が保護されることになっており、我が国でも、差押禁止債権の振込みによる支払のみを受けるための「専用口座」を設けるべきであるとの意見もある。しかし、このような専用口座の保有を制度的に一人1口座に限定することは困難であり、そうである以上、濫用の危険性は高く、直ちに実現可能な解決策とはいえない¹³。

結局、現時点における抜本的な解決策は見出せず、差押禁止債権の範囲変更制度の適切な運用に期待するしかないという状況が続くものと考えられる。

- 1 受給者の生活の安定等の社会政策的配慮から特別法で差押禁止規定が定められている例については、相澤眞木＝塚原聡編著『民事執行の実務【第4版】債権執行編(上)』(きんざい、2018年)221頁～223頁、梶山玉香「預金債権の差押えと債務者保護－預金債権化した差押禁止債権の扱いをめぐって」同志社法学62巻6号(2011年)167頁～175頁参照。
- 2 給与債権等については、受給額の4分の3について差押えが禁止されている(民執法152条1項・2項)。ただし、差押債権者の債権が養育費等の扶養義務等に係る定期金債権(同法151条の2)である場合には、差押禁止範囲は2分の1となる(同法152条3項)。
- 3 法務省民事局参事官室「民事執行法の改正に関する中間試案の補足説明」78頁参照。
<http://www.moj.go.jp/content/001237418.pdf>
- 4 谷口園恵＝筒井健夫編著『改正担保・執行法の解説』(商事法務、2004年)98頁参照。
- 5 相澤＝塚原・前掲229頁参照。裁判例については、梶山・前掲146頁～149頁、篠原一生「社会保障受給権の保護と預金債権－裁判実務における運用とその考察」貸金と社会保障1685号(2017年)26頁～30頁参照。
- 6 ただし、本件は、預金債権を受働債権として金融機関が相殺した事例である。本件判批；長井秀典「平成11年度主要民事判例解説」判タ1036号(2000年)77頁、山本和彦・社会保障判例百選[第3版]別冊ジュリスト153号(2000年)83頁。
- 7 本件判批；吉岡伸一・判タ1157号(2004年)74頁、松川充康「平成15年度主要民事判例解説」判タ1154号(2004年)212頁、佐瀬裕史・ジュリスト1310号(2006年)167頁。
- 8 本件判批；吉田純平・金法2035号(2016年)58頁、鶴田滋・社会保障判例百選[第5版]別冊ジュリスト227号(2016年)198頁。
- 9 このように、差押禁止債権の範囲変更制度は、①申立ての時間的制約があること、②制度自体の存在が債務者に十分知られていないことなどから、申立件数も少なく、ほとんど機能していないと指摘されている(民事執行法部会資料9-2「差押禁止債権をめぐる規律の見直しに関する検討」1頁)。
<http://www.moj.go.jp/content/001228956.pdf>
- 10 梶山・前掲195頁、篠原・前掲31頁参照。
- 11 法制審議会民事執行法部会第1回会議議事録30頁～32頁参照。
<http://www.moj.go.jp/content/001252520.pdf>
- 12 前掲「民事執行法の改正に関する中間試案の補足説明」78頁参照。
- 13 梶山・前掲160頁、前掲・民事執行法部会資料9-2/5～6頁参照。
<http://www.moj.go.jp/content/001228956.pdf>